

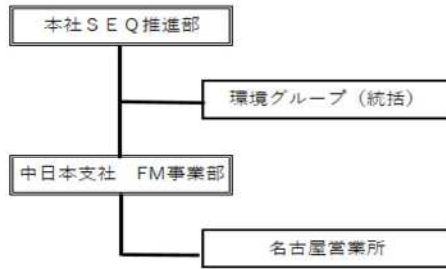
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 5日	
愛知県知事殿	
提出者 トヨタT&S建設株式会社 名古屋営業所 住 所 愛知県名古屋市昭和区御器所通3丁目23番地 氏 名 名古屋営業所 所長 小木曾 章秀 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-735-3405	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタT&S建設株式会社 名古屋営業所
事業場の所在地	愛知県内事業所(37件)
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：352,835万円
③ 従業員数	49名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事：汚泥→中間処理業者に委託 脱水し造粒固化後再利用 廃プラ→中間処理業者に委託 熔融固化（固形燃料） 紙くず→中間処理業者に委託 脱水し再資源化 木くず→中間処理業者に委託 チップ化し再資源化 がれき類→中間処理業者に委託 破碎し再資源化 混合物→中間処理業者に委託 選別し埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



事務局：産業廃棄物委託契約書締結業務・電子マニフェスト登録
 ：紙マニフェスト作成・集計・保管
 ：各行政廃棄物集計申請書作成・報告（搬入届・実績表等）

各排出作業場
 ：産業廃棄物管理責任者・特別産業廃棄物管理者
 ：電子マニフェスト内容確認及び承認
 ：紙マニフェストチェック

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 ※別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・過剰な梱包方法を排除し、必要最低限での梱包での納品を指導 ・産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 ・優良認定処理業者・電子契約・電子マニフェスト設定会社に依頼推進 ・SDGs活動による、環境への配慮		
② 計画	【目標】 ※別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・簡素な包装を推進し、再資源化が可能な素材を活用 ・原材料の使用を合理化、端材の発生を抑制 ・優良認定処理業者・電子契約・電子マニフェスト設定会社に依頼推進 ・日々排出量や再資源化等状況を適切に把握し、記録する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現場内廃棄物分別による置場の明確な見える化 ・産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 ・新規入場時での現場内廃棄物分別規則の周知徹底 ・SDGs活動による、環境への配慮
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃棄物を適切に分別し、再資源化を実施 ・環境意識向上のための教育を実施（現場内分別・省エネ行動等） ・現場内廃棄物分別による置場の明確な見える化 ・日々排出量や再資源化等状況を適切に把握し、記録する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施履歴なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施履歴なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施履歴なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 ※別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※別紙のとおり		

② 計画	【目標】	※別紙参照		
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量	t	t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ※別紙のとおり			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	廃石膏ボード	がれき類	混合物	石棉含有ラップ 陶磁器くず	特管廃石棉	廃蛍光管	計
排出量	12.20	128.37	13.80	46.65	54.60	87.00	2,657.72	713.63	9.50	2.10	0.03	3,725.60
(これまでに実施した取組) ・ 過剰な梱包方法を排除し、必要最低限での梱包での納品を指導 ・ 産業廃棄物の３Ｒの適正処理の推進 ・ 優良認定処理業者・電子契約・電子マニフェスト設定会社に依頼推進 ・ SDGs活動による、環境への配慮												

目標

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	廃石膏ボード	がれき類	混合物	石綿含有ラミネート陶磁器くず	特管廃石綿	廃蛍光管	計
排出量	10.00	80.00	10.00	30.00	40.00	50.00	2,500.00	600.00	5.00	1.00	0.00	3,326.00
(今後実施する予定の取組) ・ 簡素な包装を推進し、再資源化が可能な素材を活用 ・ 原材料の使用を合理化、端材の発生を抑制 ・ 優良認定処理業者・電子契約・電子マニフェスト設定会社に依頼推進 ・ 日々排出量や再資源化等状況を適切に把握し、記録する												

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度(令和6年度)実績

[illegible]

目標

[illegible]